

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 障害者顕彰金の支給額等について定めた規定中、障害等級の区分並びにその障害等級及び金額の決定に係る根拠となる政令の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定され、農林水産業等に係る被害の防止のために鳥獣の捕獲等に従事する者を市町村長が指名し、又は任命することができる制度が設けられたことに伴い、狩猟者登録申請書の様式について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 狩猟者登録申請書の様式について、市町村長により指名され、又は任命された鳥獣の捕獲等に従事する者に関する事項を加える等の所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、県営住宅の一部の団地における水道及び下水道の施設の利用について、知事が使用料として徴収することとしたことに伴い、使用料を徴収する団地及び使用水量の算定方法を定める。

2 規則の概要

- (1) 使用料を徴収する団地は、次のとおりとする。  
日ノ出町団地、住吉団地、内浜団地、三柳団地、上福原第1団地、上福原第2団地、皆生団地、福原団地、永江団地、上粟島団地、安倍彦名団地、渡団地、外江団地、弥生団地、上道団地、高松団地、美保団地、誠道団地、余子団地及び夕日ヶ丘団地
- (2) 使用水量の算定は、県が負担する水道等の料金に係る使用期間に相当する期間における各住戸の使用水量を、県が当該住戸に設置した水道メーターにより計量することにより行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。